

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、関係市町村及び施設管理者に周知願いたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から都県に周知するとともに、都県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から府県に周知するとともに、府県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から沖縄県に周知するとともに、都府県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、関係市町村及び施設管理者に周知願いたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から都県に周知するとともに、都県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から府県に周知するとともに、府県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から県に周知するとともに、県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

(1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。

(2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。

また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。

各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

(3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。

(4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

(5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

梅雨期及び台風期における農地・農業用施設等の防災態勢の強化について

標記については、従来から尽力いただいているところであるが、梅雨期及び台風期に際し、下記の事項に留意し、万全の措置を講ずるよう、貴職から沖縄県に周知するとともに、都府県を通じて関係市町村や施設管理者に周知されるよう依頼されたい。

記

1 防災・減災対策について

- (1) 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- (2) 各種樋門、排水機場等については、操作に支障を来たすことのないよう点検、整備等を十分行うこと。
また、局地的な大雨が予想される場合は、ほ場の冠水や浸水のおそれがあることから速やかな排水に努め、排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。特に、これまで冠水や浸水が生じたことのある地域については、重点的に対応を進めること。
各地方農政局土地改良技術事務所に排水対策に活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。
- (3) 頭首工、樋門等のうち角落し方式で水位調節を行っているものについては、洪水時に操作不能となる可能性が高いことから、洪水が予想される場合には、事前にこれを撤去しておくこと。
- (4) ダム、ため池については洪水時に備え、平時から洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検、整備等を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておくこと。点検により異状が確認された場合には、関係者間で連携し、適切に対応すること。また、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、水位を低下させて空き容量を確保し、洪水の貯留に努めること。

防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）に関し、市町村と施設管理者等の連絡体制を整備すること。また、防災重点農業用ため池のうち、所有者及び管理者が不明なものについては、都道府県及び市町村において管理体制を調整した上で、上述した点検等を行うこと。

- (5) 地すべり防止区域、防災重点農業用ため池の周辺地域等においては、ハザードマップ等を活用して関係住民に浸水範囲等の危険箇所や避難経路の周知を徹底するとともに、警戒

避難体制等の整備に努めること。

- (6) 海岸堤防については、波浪による基礎部の洗掘、吸出し及び越波による堤体の洗掘が生じないように点検、管理を十分行うこと。
- (7) 河川工作物を建設中の工事箇所等においては、工事現場内の巡視及び点検を行うとともに建設機械や資材等の整理を行い、災害の発生防止に努めること。
- (8) ため池や農業用排水路等について、立地条件や利用状況等を踏まえた転落防止等の安全対策の再確認を行い、安全施設の破損等があれば、必要な整備、補修を行うこと。

2 災害発生時の措置について

- (1) 災害が発生した場合は、災害に対応する者の安全確保に十分留意した上で、速やかに被災状況を把握し、関係機関に報告すること。
- (2) 被災施設の増破防止及び機能回復のため、必要に応じて応急工事を実施すること。令和6年能登半島地震により被災した施設については、二次災害に十分留意して行うこと。
- (3) 農地への用水供給に支障が生じている場合は、被災の状況を踏まえつつ、応急工事等により迅速な通水再開に努めること。各地方農政局土地改良技術事務所に用水供給にも活用できる災害応急用ポンプを配備しており、各自治体及び施設管理者に貸出しを行っているので、必要に応じて活用されたい。

3 土地改良施設管理者による業務継続計画（BCP）策定について

土地改良施設管理者は、災害が発生した場合に二次被害の防止・軽減や土地改良施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、管理業務の継続力向上のために必要な措置を定め、優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資するため、業務継続計画（BCP）の策定又は見直しに努めること。

なお、策定又は見直しに当たっては、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」を活用すること。

（参考）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/bcpmanyu_280330.pdf

4 ため池防災支援システムの活用について

災害時における防災重点農業用ため池の緊急点検については、ため池防災支援システムを活用して行うこととしており、防災重点農業用ため池の指定の見直し等を行った場合は、本システムに速やかに反映すること。また、「ため池管理アプリ」により、緊急点検の対象となる防災重点農業用ため池の通知や緊急点検結果の迅速な報告が可能となることから、積極的に活用されたい。

「ため池管理アプリ」操作方法（国立研究開発法人農研機構 農村工学研究部門）

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/files/20231215tameike_manual_appli_user1221.pdf